

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

愛知県人事委員会(委員長 那須國宏)は、平成20年10月8日、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

本年の給与等に関する報告・勧告のポイント ~月例給、ボーナスともに本年は水準改定なし
民間給与との較差は、極めて小さく、月例給の改定は見送り
期末・勤勉手当(ボーナス)は、民間の支給割合とおおむね均衡し改定なし
初任給調整手当は、人事院勧告の内容等を考慮して改定
勤務時間の短縮については、引き続き国及び他の都道府県の動向等を注視しながら適切に対応していくことが必要

1 民間給与との較差 [平成20年4月分給与]

行政職給料表(一)適用職員(10,328人、平均年齢44.8歳)と民間従業員でこれに相当する者の本年4月分給与について、役職段階、年齢等を同じくする者同士を比較したところ、民間給与が職員給与を72円(0.02%)上回っている。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
435,267円	435,195円	72円 (0.02%)

2 特別給の比較

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給(ボーナス)は、所定内給与月額に相当する4.51月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.50月分)とおおむね均衡している。

3 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師の初任給調整手当について、人事院勧告の内容等を考慮して改定する必要があると考える。

4 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)を改正することを勧告する。

(1) 改定の内容

初任給調整手当を人事院勧告の内容等を考慮して改定すること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、平成21年4月1日から実施すること。

5 その他の報告

(1) 教員給与の取扱い

本県においては、メリハリのある教員給与体系の実現の一環として、平成20年度から小中学校に設置された主幹教諭に対して、その職に見合った処遇を図るため、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表に準じて新たな職務の級を創設したところであるが、教員給与のあり方については、引き続き、国や他の地方公共団体の動向等を注視しつつ、検討を進めていく必要があると考える。

(2) 地域手当のあり方

昨年の報告において、給与全体に占める地域手当のあり方については、他の地方公共団体の動向等も注視しつつ、今後、研究していくことが必要であるとした。

地域手当が民間賃金の地域間格差の長期的な傾向を公務員給与へ反映させるための手当として制度設計されているものと考えられることなどを勘案すると、本県の地域手当のあり方について見直しが必要であり、その支給割合については国や他の地方公共団体の支給水準を考慮の上、検討する必要があると考える。

(3) 勤務実績の給与への反映

一般行政職等の管理職員については、人事評価制度の評価結果を活用し、平成17年度から勤勉手当に、平成20年度から昇給に、勤務実績を反映させているところである。

また、その他の職員についても、既存の制度を活用して勤務実績を給与へ反映させているところであるが、勤務実績をより適切に給与へ反映させるよう、公務の特殊性や多様性に配慮し、客観的で公平性、透明性が高い新たな人事評価制度の導入に向けた取組を進める必要があると考える。

(4) 職員の勤務時間

勤務時間の決定に当たっては、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、民間の動向も参考にしつつ、国及び他の地方公共団体との権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないこととされている。また、勤務時間の短縮を行う場合には、行政サービスや行政コストに影響を与えることのないよう、適切に配慮することが必要である。

こうした観点に立ち、本県における民間の所定労働時間の状況等も参考にしながら、職員の勤務時間の短縮について検討を行った結果、引き続き国及び他の都道府県の動向等を注視しながら適切に対応していく必要があると考える。

【 参 考 】

1 人事院勧告の内容

区 分	内 容									
月 例 給	俸給表については較差が極めて小さく適切な改定には十分でないこと、諸手当についても改定する特段の必要性は認められないこと等を勧告して、本年は月例給の水準改定を行わない。(較差 136円 0.04%)									
医師の給与の特別改善	国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題となる中で、国の医師の給与は、民間病院や独立行政法人国立病院機構に勤務する医師の給与を大きく下回っており、若手・中堅医師の人材確保のため初任給調整手当を改定(平成21年4月1日実施)									
給 与	<p>期末・勤勉手当(ボーナス)</p> <p>民間の支給割合は公務の支給月数(4.50月)とおおむね均衡</p> <p>給与構造改革</p> <p><平成21年度において実施する事項></p> <p>(1) 本府省業務調整手当の新設 国家行政施策の企画・立案、諸外国との折衝、関係府省との調整、国会対応等の本府省の業務の特殊性・困難性を踏まえ、近年、各府省において本府省に必要な人材の確保が困難になっている事情を併せ考慮し、現行の本府省の課長補佐に対する俸給の特別調整額を廃止した上で、本府省の課長補佐、係長及び係員を対象とした本府省業務調整手当を新設(平成21年4月1日実施)</p> <p>(2) 地域手当の支給割合の改定 地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定</p> <p><勤務実績の給与への反映の推進></p> <p>新たな人事評価制度の導入に伴い、以下のとおり措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の評価結果等を昇給や勤勉手当の勤務成績判定、期末特別手当に活用 評価結果に基づく勤務成績が不良である者に対して降給・降格の仕組みを整備 									
勤 務 時 間	<p>職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定(平成21年4月実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の勤務時間は民間と均衡させるべきもの。民間の労働時間は職員の勤務時間より1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で安定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職員の勤務時間</th> <th>民間の労働時間(平成16~20年の平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日</td> <td>8時間</td> <td>7時間44分</td> </tr> <tr> <td>1 週間</td> <td>40時間</td> <td>38時間48分</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間の短縮に当たっては、これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コスト増加を招かないことが基本。公務能率の一層の向上に努める必要 勤務時間の短縮は、仕事と生活の調和にも寄与 	区 分	職員の勤務時間	民間の労働時間(平成16~20年の平均)	1 日	8時間	7時間44分	1 週間	40時間	38時間48分
区 分	職員の勤務時間	民間の労働時間(平成16~20年の平均)								
1 日	8時間	7時間44分								
1 週間	40時間	38時間48分								

2 愛知県の主な職種の給与額

区 分	人 員	平均年齢	給与月額	年間給与
	人	歳	百円	千円
事務・技術職員 (行政職給料表(一))	10,328	44.8	4,352	7,238
警察官 (公安職給料表)	13,049	39.4	4,006	6,697
高校教員 (教育職給料表(一))	10,455	44.9	4,996	8,248
小中教員 (教育職給料表(二))	30,920	43.5	4,732	7,803
全 職 員	66,630	43.1	4,566	7,578

(注) 1 給与額は各職種の平均給与月額であり、年間給与は給与月額の12か月分及び給与月額を基礎として算定した期末手当・勤勉手当の年間支給額の合計である。

2 全職員には、上表の職種のほか、研究員、医師等1,878人を含む。

3 愛知県、国及び名古屋市の較差額等の推移

区 分	16年	17年	18年	19年	20年
愛 知 県	82 円 0.02 %	1,374 円 0.31 %	74 円 0.02 %	2,231 円 0.51 %	72 円 0.02 %
国	39 円 0.01 %	1,389 円 0.36 %	18 円 0.00 %	1,352 円 0.35 %	136 円 0.04 %
名 古 屋 市	58 円 0.01 %	1,519 円 0.35 %	9 円 0.00 %	92 円 0.02 %	2,673 円 0.61 %

(注) 愛知県の較差額等は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成11年愛知県条例第3号)による減額措置(平成11年度から平成18年度までの間)がないものとした場合のものである。

4 愛知県における民間の所定労働時間

(1) 推移

(単位 時間：分)

区 分	16年	17年	18年	19年	20年	平均	(参考)職員の勤務時間
1日当たりの所定労働時間	7:48		7:49	7:49	7:47	7:48	8:00
1週間当たりの所定労働時間	39:04		39:13	39:14	38:57	39:07	40:00

(注) 「職種別民間給与実態調査」結果(17年は当該項目に関する調査未実施)による。

(2) 設定状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

1日当たりの所定労働時間	適用従業員割合		1週間当たりの所定労働時間	適用従業員割合	
	%	%		%	%
7時間30分未満	4.1	43.5	37時間30分未満	5.2	41.8
7時間30分	17.9		37時間30分	10.6	
7時間31分以上7時間45分未満	8.5		37時間31分以上38時間45分未満	14.0	
7時間45分	12.9		38時間45分	12.0	
7時間46分以上8時間未満	6.9	56.5	38時間46分以上40時間未満	7.9	58.2
8時間	49.6		40時間	50.3	

(注) 割合は、端数処理の関係上、合計が100になっていない場合がある。

給与勧告の手順

